

広島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和五年三月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十三号

広島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

広島県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十五年広島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(公営企業の設置) 第一条 県に、広島県流域下水道事業(第四条の三を除き、以下「公営企業」という。)を設置する。</p>		<p>(公営企業の設置) 第一条 県に、次に掲げる事業(以下「公営企業」という。)を設置する。 一 広島県工業用水道事業(以下「工業用水道事業」という。) 二 広島県水道用水供給事業(以下「水道用水供給事業」という。) 三 広島県流域下水道事業(以下「流域下水道事業」という。)</p>	
<p>(法の適用) 第二条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。)第二条第三項及び地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三三号)第一条第二項の規定により、公営企業に法の規定の全部を平成三十一年四月一日から適用する。</p>		<p>(法の適用) 第二条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。)第二条第三項及び地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三三号)第一条第二項の規定により、流域下水道事業に法の規定の全部を平成三十一年四月一日から適用する。</p>	
<p>(経営の基本) 第三条 (略)</p>		<p>(経営の基本) 21 工業用水道事業において設ける施設は、次のとおりとする。</p>	
名称	水源	給水区域	一日当たりの最大給水量
太田川第一期 東部工業用水 道	太田川	広島市、 呉市、安 芸郡	二十三万立 方メートル
第二期 水道		広島市、 呉市、東 広島市、	九万三千立 方メートル

沼田川工業用水道	沼田川	安芸郡竹原市(忠海町宇西長浜の区域に限る。)	六万四千立方メートル
----------	-----	------------------------	------------

3) 水道用水供給事業において設ける施設は、次のとおりとする。

名称	水源	給水対象	一日当たりの最大給水量
広島水道用水供給水道	太田川	広島市、呉市、竹原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、大崎上島市、今治市	二十一万四千六百立方メートル
広島西部地域水道用水供給水道	八幡川、小瀬川	広島市、大竹市、廿日市市	十二万三千立方メートル
沼田川水道用水供給水道	沼田川、藤井川	三原市、尾道市、福山市、東広島市、上島町	十一万立方メートル

4) (略)

(管理者の設置等)

2) 前項の管理者の職名は、企業局長とする。第四条 法第七条ただし書の規定に基づき、第一条に掲げる公営企業を通じて管理者一人を置く。

(事務処理のための組織)

2) 企業局の位置は、広島市中区基町とする。第四条の二 法第十四条の規定に基づき、公営企業の管理者(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため、企業局を置く。

(広島県企業局水道事業等評価委員会)

2) (略)

(管理者)

2) 第四条 公営企業の管理者は、上下水道部長とす。

(事務処理のための組織)

2) 上下水道部の位置は、広島市中区基町とする。第四条の二 法第十四条の規定に基づき、上下水道部長の権限に属する事務を処理させるため、上下水道部を置く。

(広島県上下水道部流域下水道事業評価委員)

<p>会)          第四条の三 前条に定めるもののほか、<u>上下水道部長</u>の諮問に応じ、<u>広島県流域下水道事業</u>（以下この条において「<u>流域下水道事業</u>」という。）の評価について調査審議するため、<u>広島県上下水道部流域下水道事業評価委員会</u>（以下「<u>委員会</u>」という。）を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、<u>流域下水道事業</u>の評価に関し識見を有する者のうちから、<u>上下水道部長</u>が任命する。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、<u>委員会</u>の組織及び運営に関し必要な事項は、<u>上下水道部長</u>が別に定める。</p> <p>(その他の組織)          第四条の四 前二条に定めるもののほか、<u>上下水道部長</u>は、<u>公募型ポータル方式</u>（契約の内容が専門的な知識又は技術が要求されるものについて、提案の内容に基づき公募により地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第二号の規定による随意契約の相手方を選定する方式をいう。）による契約の相手方の選定に関する事項について調査審議する組織を置くことができる。</p>	<p>第四条の三 前条に定めるもののほか、<u>管理者</u>の諮問に応じ、<u>工業用水道事業</u>、<u>水道用水供給事業</u>及び<u>流域下水道事業</u>（以下この条において「<u>水道事業等</u>」という。）の評価について調査審議するため、<u>広島県企業局水道事業等評価委員会</u>（以下「<u>委員会</u>」という。）を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、<u>水道事業等</u>の評価に関し識見を有する者のうちから、<u>管理者</u>が任命する。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、<u>委員会</u>の組織及び運営に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が別に定める。</p> <p>(その他の組織)          第四条の四 前二条に定めるもののほか、<u>管理者</u>は、<u>公募型ポータル方式</u>（契約の内容が専門的な知識又は技術が要求されるものについて、提案の内容に基づき公募により地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第二号の規定による随意契約の相手方を選定する方式をいう。）による契約の相手方の選定に関する事項について調査審議する組織を置くことができる。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。  
 (広島県工業用水道条例及び広島県水道用水供給水道条例の廃止)
- 2 広島県工業用水道条例（昭和四十年広島県条例第三十号）及び広島県水道用水供給水道条例（昭和四十九年広島県条例第二十号）は、廃止する。  
 (広島県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)
- 3 広島県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年広島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。  
 第二条第三号中「第四条第一項」を「第四条」に改める。